

令和5年4月12日

一部訂正

令和5年度 大学教育再生戦略推進費  
次世代のがんプロフェッショナル養成プラン  
公募要領

令和5年3月

文部科学省

## 目 次

1. 背景・目的 .....	1	(3) 成果の発信・普及 .....	10
(1) 背景 .....	1	7. 申請書等の提出 .....	10
(2) 目的 .....	1	(1) 提出方法 .....	10
2. がんプロについて .....	1	(2) 留意事項 .....	10
(1) 申請対象 .....	1	8. 補助金の交付等 .....	11
(2) 選定件数 .....	3	(1) 補助金の交付 .....	11
(3) 補助期間 .....	3	(2) 補助金の執行に関する留意事項 ..	11
(4) 事業の規模 .....	3	(3) 補助金における不正等への対応 ..	12
3. 申請資格・要件等 .....	4	9. その他 .....	12
(1) 申請者等 .....	4	(1) 学生等の安全確保 .....	12
(2) 申請可能件数 .....	4	(2) 事業情報の公表等 .....	13
(3) 申請資格 .....	4	(3) その他 .....	13
(4) 申請要件 .....	6	10. 問合せ先等 .....	13
4. 申請書の作成 .....	7	(1) 問合せ先 .....	13
(1) 申請書等 .....	7	(2) スケジュール .....	13
(2) 指標の設定 .....	7	(別添1：事業一覧) .....	14
(3) 資金計画 .....	8	(別添2：申請制限対象事業) .....	15
(4) その他 .....	8	(別添3：経費の使途可能範囲) .....	16
5. 選定方法等 .....	8	(参考資料1：「第4期がん対策推 進基本計画(案)」(抜粋))	
(1) 審査手順 .....	8	(参考資料2：「多様な新ニーズに 対応するがん専門医療人材養成プ ラン事後評価について」(令和4年 7月1日)別添資料2「がんプロフ ェSSIONナル養成推進委員会所見」 (抜粋))	
(2) 推進委員会による意見 .....	9		
6. 事業の実施と評価等 .....	9		
(1) 実施体制 .....	9		
(2) 評価等 .....	9		

**令和5年度 大学教育再生戦略推進費<sup>1</sup>**  
**次世代のがんプロフェッショナル養成プラン**  
**公募要領**

1. 背景・目的

(1) 背景

がんは、我が国の死因第一位の疾患であり、生涯のうちに約2人に1人が、がんにかかると推計されているなど、依然として、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっています。このような中、国が定める第4期がん対策推進基本計画（案）では、全体目標を「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」とし、全体目標の下に、「がん予防」、「がん医療」及び「がんとの共生」に関する分野別目標を定め、これらの3本柱を支える基盤整備の一つとして、「人材育成の強化」を推進することとしています。

(2) 目的

次世代のがんプロフェッショナル養成プラン（以下「がんプロ」という。）は、第4期がん対策推進基本計画（案）の人材育成の強化として取り組むべき施策とされている、

- ① がん医療の現場で顕在化している課題に対応する人材
- ② がん予防の推進を行う人材
- ③ 新たな治療法を開発できる人材

等のがん専門医療人材を養成する拠点を大学間連携により形成することを目的としています。

2. がんプロについて

(1) 申請対象

以下の取組を実施するがんプロ事業を対象とします。

○申請及び参加する各大学（以下「大学」という。）の大学院修士課程又は博士課程において、下記のテーマ①～③すべてについて、それぞれに該当する新たな教育プログラム・コースを構築するもの。

※大学院修士課程又は博士課程における正規課程コース（コースの修業年

---

<sup>1</sup> 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

限は大学院の修業年限と同一とする)に加え、大学院の科目等履修生等として、一定期間でがんの診断・治療・研究に必要な高度・先進的な知識・技術の修得を目的とした研修コース(インテンシブコース)について設定すること。なお、上述の研修コース(インテンシブコース)は、コースワークにより、複数の科目等を体系的に履修するものとし、高度・先進的な知識・技術の修得を目的としていないものや1日～数日間の講習会は除く(一般的に、高度・先進的な知識・技術をわずか1日～数日で修得できるとは考え難く、適切な期間や履修科目等を設定してください)。

※下記テーマ①～③に記載の人材養成を参考に、各テーマの趣旨・目的の範囲内で各大学のアイデアや創意工夫による優れた取組を検討すること。

#### **テーマ①：がん医療の現場で顕在化している課題に対応する人材の養成**

- ・緩和的放射線治療や神経ブロック、多職種連携による集学的な痛みの治療・ケアなどがん患者のQOL向上及び終末期医療を担う人材
- ・がん医療の現場を担う専門人材不在解消のため、地域に定着する放射線治療医・病理診断医や、核医学治療を担う人材
- ・腫瘍循環器学や腫瘍腎臓病学、老年腫瘍学等のがん関連学際領域に対応できる人材

#### **テーマ②：がん予防の推進を行う人材の養成**

- ・マルチオミクスと臨床情報による医療ビッグデータに基づく効率的かつ個別化されたがん予防医療を推進できる人材や解析専門家
- ・未発症者に対するサーベイランスや先制医療等、遺伝の専門医・専門看護師や遺伝カウンセラー等
- ・がん経験者の身体的・精神的・社会的ケアや再発予防等にあたる人材

#### **テーマ③：新たな治療法を開発できる人材の養成**

- ・個別化医療を推進するため、分子標的薬やコンパニオン診断薬、遺伝子治療薬等の創薬研究や新たな治療法の開発を担う人材
- ・CAR-T療法や免疫チェックポイント阻害薬等の免疫療法を担う人材

※上記テーマ①～③の背景等の詳細については、以下をご参照ください。

参考資料1：「第4期がん対策推進基本計画(案)」(抜粋)

参考資料2：「多様な新ニーズに対応するがん専門医療人材養成プラン

事後評価について」(令和4年7月1日)の別添資料2「がんプロフェッショナル養成推進委員会所見」(抜粋)

- 養成する職種は医師、歯科医師、薬剤師、看護師のほか、放射線技師、医学物理士、ソーシャルワーカー、カウンセラー等の日本のがん医療において必要とされる分野の人材とする。
- 教育プログラム・コースは、養成する人材に求められる資質や能力を涵養するために必要な教育内容を複数の科目等により体系的に編成し、効果的な教育を行うもの。また、集学的医療を推進するため、教育内容に多職種との協働を学ぶためのチーム医療教育を必ず含むもの。
- 現職の病院等の職員を対象とした研修会の開催など、医療従事者の資質向上にも取り組むもの。
- 新たに実施する教育プログラム・コースを開発するもの(これまで実施していた教育プログラム・コースを発展的に改変・拡充する場合を含み、単なる既存科目の組み替えは含まない)。
- 補助期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行い、本事業により構築された人材養成プログラム等の成果を広く普及させるもの。また、そのための具体的な取組が計画されているもの。

(2) 選定件数

11件程度。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(3) 補助期間

最大6年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価等結果にもよります。

(4) 事業計画の規模

補助金基準額 : 77,470.9 千円 (初年度・年間)

- ① 事業計画の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② 事業計画の規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 事業計画の総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との

差額は自己負担となります。

- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2／3に、最終年度は当初配分額の1／3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。

### 3. 申請資格・要件等

#### (1) 申請者等

##### ① 対象機関

国公立大学<sup>2</sup>を対象とします。

##### ② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、申請は、文部科学大臣宛に行うこと。複数大学が参加して実施する事業（以下、「連携事業」という。）の場合は、主となる1つの機関（医学系研究科を置く大学）が代表校（申請担当大学）として申請すること。

##### ③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程）で申請することはできません。

##### ④ 事業責任者

事業計画の実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

#### (2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は、代表校（申請担当大学）・連携大学の別に関わらず、1件とします。

#### (3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は申請できません。代表校（申請担当大学）のみならず、連携大学も対象となります。

---

<sup>2</sup> 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

(組織運営関係)

- i.) 学生募集停止中の大学
- ii.) 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii.) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和 4 年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)
収容定員 充足率	70%

- iv.) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v.) 再推費におけるプログラムのうち令和 4 年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添 2 のとおり。）
- vi.) 再推費におけるプログラムのうち令和 4 年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添 2 のとおり。）

(設置関係)

- vii.) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- viii.) 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ix.) 全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和が、下記の表 1 に掲げる令和 2 年度から令和 5 年度の平均収容定員充足率又は令和 5 年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（表 1 における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- x.) 設置する学部のうち、下記次の表 1 に掲げる令和 2 年度から令和 5 年度の平均収容定員充足率又は令和 5 年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

※ix.) 及びx.) については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。

(表 1)

区分	大学				
大学規模 (収容定員)	-	4,000人以上			4,000人 未満
学部規模 (入学定員)	-	300人 以上	100人 以上 300人 未満	100人 未満	
令和2年度 ～令和5年度 平均収容定員 充足率	-	1.15倍 未満	1.20倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満
令和5年度 収容定員 充足率	0.5を 上回る	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満※	1.15倍 未満

※大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

#### (4) 申請要件

申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学（※）において、令和9年3月（中間評価実施年度末）までに確実に達成することが申請の要件となります。

※ i) については専攻科、別科、研究所、センター等を、ii)～v)については大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。

なお、申請の要件は申請時においても達成状況を確認するほか、上記の時期に達成していないことが確認された場合は、以降の補助金を減額または打ち切るとともに大学名を公表することがあります。

(教育改革関係)

- i.) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii.) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容

として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。

iii.) CAP 制<sup>3</sup>の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP 制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること。）。

iv.) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること。）。

v.) 成績評価において、GPA 制度<sup>4</sup>などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。

（設置関係）

vi.) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

#### 4. 申請書の作成

##### （1）申請書等

『令和5年度大学教育再生戦略推進費「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」申請書等の作成に当たって』に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

##### （2）指標の設定

事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を設定してください。その際、選定校と非選定校との比較が可能な指標を含められないか検討の上、可能な限り設定してください。

- ・教育プログラム・コースの立ち上げ時期 [令和〇〇年〇月]
- ・教育プログラム・コースの実施数
- ・教育プログラム・コースの履修者数 [〇〇人：教育プログラム・コース別に、年度別及び対象者別に記載]
- ・本事業に係るシンポジウムやセミナー等の実施数 [開催回数、参加者数（参

<sup>3</sup> 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

<sup>4</sup> Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

加大学数も併せて記載) について予定数を年度別に記載]

その他、計画に基づき必要な任意指標を適宜設定してください。

### (3) 資金計画

- ① 再掲となりますが、事業計画の規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。事業計画の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、事業計画における補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。
- ③ 選定された事業が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

### (4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、本事業における取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、本事業による取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

## 5. 選定方法等

### (1) 審査手順

事業の選定のための審査は、文部科学省に設置する「がんプロフェッショナル養成推進委員会」(以下「推進委員会」という。)において行います。審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行います。推進委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となった事業を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定事業を決定

します。具体的な審査方法等については、『令和5年度「次世代のがんプロフェSSIONAL養成プラン」審査要項』を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は6月頃に行う予定です。面接対象となった大学には、推進委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は6月頃に行う予定です。

## (2) 推進委員会による意見

事業の選定に当たっては、推進委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業計画の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

## 6. 事業の実施と評価等

### (1) 実施体制

- ① 本事業は、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長は事業全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② 事業の実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。また、外部評価の結果は、大学のウェブサイトにおいて公表してください。

### (2) 評価等

- ① 事業計画については、推進委員会による毎年度(中間評価実施年度は除く。)のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施する予定です。
- ② 中間評価は補助期間開始から4年目の令和8年度に、事後評価は補助期間終了後の令和11年度に、それぞれ実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求めます。
- ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、推進委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業計画の改善のための取組を求めるか、又は参考意

見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となります。

- ⑤ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがあります。

### (3) 成果の発信・普及

事業の成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、大学等のウェブサイトにおいて公表してください。事業計画の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。医療職を対象とした、1日～数日間の講習会も該当します。

## 7. 申請書等の提出

### (1) 提出方法

『令和5年度大学教育再生戦略推進費「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」申請書等の作成に当たって』に定められた提出方法に従ってください。

### (2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費のプログラムへの参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定された事業については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ 事業計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ウェブサイト ([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/koukai/kojin.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)) を参照してください。

- ⑥ 申請に関する問合せ等については、公募説明会時に受けた質問とあわせ、ウェブサイト等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

## 8. 補助金の交付等

### (1) 補助金の交付

- ① 選定された事業において、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、大学改革推進等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしていきます。使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。
- ② 毎年度、「研究拠点形成費等補助金交付要綱」（平成17年4月1日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、事業計画の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、事業実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

### (2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

#### ① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

#### ② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大6年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ 選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

④ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

### (3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費のプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

## 9. その他

### (1) 学生等の安全確保

選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、申請時から外務省海外安全ウェブサイト等を参考に海外渡

航先の危険情報に留意してください。

## (2) 事業情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、事業の概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学におけるがん専門医療人材養成を先導する大学として情報発信に取り組み、医学系研究科等における全国的ながん教育の推進など積極的に取り組んでいただくこととします。

## (3) その他

がんプロの公募は、令和5年度予算の成立を前提としているため、成立しなければ失効することとなります。

## 10. 問合せ先等

### (1) 問合せ先

文部科学省高等教育局医学教育課医学教育係  
igaku@mext.go.jp

### (2) スケジュール

公募説明会	令和5年3月16日(木)
公募締切	令和5年4月19日(水) 15時
面接審査	令和5年6月頃
選定結果通知	令和5年6月頃
交付内定	令和5年7月頃(予定)
(事業開始)	

(別添1：事業一覧)

## 国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進

—大学教育再生戦略推進費—

令和5年度予算額(案) 126億円

### ■ Society5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成

- 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～ 9億円
- デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 5億円

### ■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等

- 卓越大学院プログラム 43億円
- 知識集約型社会を支える人材育成事業 3億円
- 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業 2億円
- 持続的な産学共同人材育成システム構築事業 1億円
- 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業 2億円

### ■ 大学教育のグローバル展開力の強化

- スーパーグローバル大学創成支援事業 30億円
- 大学の世界展開力強化事業 13億円
- 日-EU 戦略的高等教育連携支援 (1億円)
- アフリカ諸国との大学間交流形成支援 (1億円)
- アジア高等教育共同体(仮称)形成促進 (3億円)
- インド太平洋地域等との大学間交流形成支援 (3億円)
- 米国等との大学間交流形成支援 (5億円)

### ■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進

- 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン 9億円
- 質の高い臨床教育・研究の確保事業 1億円
- ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業 6億円
- 先進的医療イノベーション人材養成事業 2億円
- 保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト (1億円)
- 医療データ人材育成拠点形成事業 (1億円)
- 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 1億円
- 地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援 (0.3億円)
- 基礎研究医養成活性化プログラム (0.3億円)

※補助金事業のみを記載。

(別添 2 : 申請制限対象事業)

- 令和 4 年度に実施した事後評価の結果により、令和 5 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 29 年度	大学の世界展開力強化事業 (ロシア・インド等との大学交流形成支援)
平成 29 年度	Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業 (成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT) enPiT-Pro)
平成 29 年度	先進的医療イノベーション人材養成事業 (多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材 (がんプロ フェッショナル)」養成プラン)
平成 29 年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (基礎研究医養成活性化プログラム)
平成 29 年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ：病院経営支援に関する領域
令和元年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ①：アレルギーに関する領域 テーマ②：外科解剖・手術に関する領域

- 令和 4 年度に実施した中間評価の結果により、令和 5 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和元年度	卓越大学院プログラム
令和 2 年度	知識集約型社会を支える人材育成事業
令和 2 年度	大学による地方創生人材教育プログラム構築事業
令和 2 年度	大学の世界展開力事業 (アフリカ諸国との大学間交流形成支援)
令和 2 年度	先進的医療イノベーション人材養成事業 (保健医療分野における AI 研究開発加速に向けた人材養成産 学協働プロジェクト)

### (別添3：経費の使途可能範囲)

事業の補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理してください。

#### 【物品費】

##### ① 「設備備品費」

事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

##### ② 「消耗品費」

事業を遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

#### 【人件費・謝金】

##### ① 「人件費」

事業を遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、事業において実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

##### ② 「謝金」

事業を遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理

等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【旅費】

事業を遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【その他】

### ①「外注費」

事業を遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として事業で購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

### ②「印刷製本費」

事業を遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

### ③「会議費」

事業を遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

### ④「通信運搬費」

事業を遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

### ⑤「光熱水料」

事業を遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。なお、事業に係る使用量が特定できる必要があります。

#### ⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。委託費について、事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。

# がん対策推進基本計画（案）

1月20日（火）パブコメ版  
（該当箇所抜粋）

令和●年●月

## 第2 分野別施策と個別目標

### 4. これらを支える基盤の整備

#### (2) 人材育成の強化

##### (現状・課題)

がん医療の現場を担う人員の不足や、がん医療を担う人材育成の医療機関間の差が、患者に提供される医療の医療機関間、地域間における差の要因の一つとなっている。集学的治療等の提供については、引き続き、手術療法、放射線療法、薬物療法及び免疫療法を専門的に行う医療従事者を養成するとともに、こうした医療従事者と協力して、がん医療に関する基本的な知識や技能を有し、がん医療を支えることのできる医療従事者を養成していく必要がある。

国は、これまで、拠点病院等を中心に、医療チームによる適切な集学的治療等を提供するため、「がん対策推進総合研究事業」等における緩和ケア研修、がんゲノム医療コーディネーター研修会、小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに関する研修会等の人材育成のための支援を行ってきた。緩和ケア研修修了者数、がんゲノム医療コーディネーター研修会参加人数、小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに関する研修会参加人数は、それぞれ増加している。

また、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度まで、多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プランを行い、がん専門医療人材の養成として、特にゲノム医療や希少がん及び小児がんに対応できる高度がん医療人材の育成や、ライフステージに応じたがん対策を推進する人材の育成に取り組む大学への支援を実施し、がん医療人材養成の拠点大学における優れた取組の他大学等への普及を推進してきた。

今後、臨床面では、がん診療に従事する専門職や、がん患者の症状緩和やがん経験者のケアにあたる人材、QOLの向上及び終末期医療を担う人材などの育成が必要とされている。また、同時に、急速に高度化するがん医療において、分野横断的な対応が必要となり、腫瘍循環器学や腫瘍腎臓病学等のがん関連学際領域に対応できる人材や医療ビッグデータの解析専門家、個別化医療・創薬研究を担う人材など、新たに必要とされるスペシャリストの育成が重要な課題となっている。

##### (取り組むべき施策)

国は、がん医療の現場で顕在化している課題に対応する人材、がん予防の推進を行う人材、新たな治療法を開発できる人材等の専門的な人材の育成を推進する。また、専門的な人材の育成の在り方を検討するにあたっては、高齢化や人口減少等の背景を踏まえ、人材の効率的な活用等の観点を含め検討する。

がん医療の高度化が進む中で、がん対策を一層推進する観点から、拠点病院等を中心に、専門的な人材の育成及び配置に積極的に取り組む。また、地域のがん医療や緩和ケア等を担う人材の育成及び配置について、拠点病院等や地域の職能団体が中心となって取り組む。

**【個別目標】**

がん医療における人材育成の強化により、がん専門医療人材が拠点病院等を中心に、適正に配置されることを目指す。

### 「がんプロフェッショナル養成推進委員会」所見

令和 4 年 7 月 1 日

(抜粋)

#### 4. 今後のがん専門医療人材養成に対する期待

関連して、本委員会では、がん専門医療人材養成の更なる進展を目指して、本事業の実施大学及び本委員会委員に対してアンケート調査を実施し、今後の人材養成に関する課題や展望について議論を行った。その結果、例えば、以下のような新たな課題が浮き彫りとなり、これらの課題に対応できる人材養成が求められる。

##### (1) がん医療の現場で顕在化している課題への対応を担う人材養成

###### ① 痛みの治療・ケアの更なる推進

療養生活の最終段階において、約 4 割のがん患者が痛みを感じて過ごし、最後の段階では 2 割前後の方が「ひどい痛み」を感じている現状があり、鎮痛薬を処方するだけではなく、緩和的放射線治療※<sub>1</sub>や神経ブロック※<sub>2</sub>等の専門的な治療の更なる推進が必要である。療養生活の最終段階のみならず、診断初期からの様々な痛みに対応するため、これらの専門的な痛みの治療・ケアを担う放射線治療医や麻酔科医、及び多職種連携による集学的な痛みの治療・ケアを担う人材の更なる養成が必要である。

※1 緩和的放射線治療：がん特有の痛みを和らげたり、がんの進行に伴う様々な症状を軽減・緩和するなど、患者のQOLを維持・改善することを目的としたもの

※2 神経ブロック：神経を一時的・恒久的に麻痺させることで痛みを緩和する等の治療法

###### ② 地域に定着する放射線治療医・病理診断医等の養成（地域格差の解消）

昨今、地方のがん診療連携拠点病院において、放射線治療医や病理診断医の配置要件を満たせずにがん診療連携拠点病院の指定変更や勧告を受けるケースが生じている。地方におけるがん診療を維持するため、地域に定着する放射線治療医や、遠隔医療にも対応できる病理診断医等の養成が必要である。また、欧米に比べて遅れている放射線治療や、核医学治療（ラジオアイソトープ医療）を普及するためにも、放射線治療にかかる専門知識を有する放射線技師、医学物理士等の人材養成が必要

である。

### ③がん関連学際領域への対応

分子標的薬が腎臓等へ及ぼす副作用等、がん治療やがん自体が循環器疾患や腎障害など他の疾患に影響を与えるケースがあり、腫瘍循環器学 (Onco-Cardiology) や腫瘍腎臓病学 (Onco-Nephrology) など新たな領域への対応が求められる。また、世界に先駆けて高齢者人口のピークを迎えるにあたり、高齢者を対象としたがん医療 (老年腫瘍学領域) における様々な課題解決を推進し、この分野において日本が世界でイニシアティブをとることが期待される。そのため、これらのがん関連学際領域にも精通したがん専門医療人の養成が必要である。

## (2) がん予防の推進を担う人材養成

### ①がんの予防医療の推進

がんの罹患者数を減少させるためには、がん予防の充実や研究の推進が必要であり、マルチオミクスと臨床情報による医療ビッグデータに基づく効率的かつ個別化されたがん予防や治療を推進できる人材等の養成が必要である。

また、今後、がん患者の全ゲノム解析等によるがん関連遺伝子の同定が増え、未発症者に対するサーベイランスや先制医療等の実施が増加することも予想され、個人情報保護や倫理的配慮に係る知識等を有する遺伝の専門医・専門看護師や遺伝カウンセラー等の養成が必要である。

### ②がんサバイバーに対するケアの推進

がん医療の質の向上等により、がんの5年生存率は多くのがん種で上昇傾向が認められ、がんサバイバーが増加している。そのため、がんサバイバーシップケアの取り組みを進め、身体的・精神的ケアと再発予防、社労士等と連携した就労支援、リハビリ・口腔ケア・栄養指導等の生活支援、在宅医療を含む終末期医療に携わるチーム医療人材の養成が必要である。

## (3) 新たな治療法の開発を担う人材養成

### ①がんの個別化医療・創薬の推進

令和元年にがんに関する遺伝子パネル検査2品目が保険適用され、がんゲノム医療が本格的に開始されたが、検査可能ながん関連遺伝子は最大でも324種類にとどまっているほか、検査を実施しても特徴的な遺伝子変異が見つからなかったり、見

つかっても、その遺伝子変異に対応した医薬品がまだ存在しない又は開発途中で使えない等により治療に結びつかない場合もあり※3、新しい医薬品の開発や開発された医薬品をいち早く患者の元に届けるための人材養成が求められている。

※3 遺伝子パネル検査の結果、エキスパートパネルで提示された治療薬を投与した患者数の割合 8.1%

(R3.3.5 厚生労働省第4回がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議資料より)

そのため、がん治療に資する分子標的薬やその効果を図るためのコンパニオン診断薬、遺伝子治療薬等の創薬を担う人材、ビッグデータや人工知能の活用等により研究開発をサポートする人材（バイオインフォマティクス等）等の養成が必要である。

また、近年、CAR-T療法や免疫チェックポイント阻害薬等の免疫療法が治療の選択肢の一つとなっているが、副作用の症状が重くなることがあったり、科学的根拠の蓄積が十分でないため保険適用外であるものも多い。今後さらに免疫療法に係る新たな医薬品の開発が進展することが予想され、これらの薬物療法に精通した専門薬剤師等の養成が必要である。

関連して、令和6年度から医師の休日・時間外労働時間に上限規制が適用されるため、医師が行なっている業務を他の医療職にタスク・シェア／シフトすることも重要であり、そのような観点からも、がん医療における多職種連携・チーム医療を更に推進するための人材養成は重要である。

最後に、上述のとおり、現状で新たな課題や多くの課題が残されていることから、国民に対する最適で安心・安全ながん医療を提供するため、国には、引き続きがん専門医療人材養成に関する必要な財政支援を要請するものである。

令和 5 年度大学教育再生戦略推進費  
「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」  
申請書等の作成に当たって

「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」における公募に係る申請書等は、補助金の交付を申請しようとする学長及び事業担当者等があらかじめ作成し、提出するものであり、委員会の審査資料となるものです。

本事業の申請は、文部科学省への申請書類（電子ファイル）の提出が必要です。提出期間は以下のとおりです。

審査は、これらの申請書類を基に行われます。提出後の内容変更に伴う差し替えや訂正は認めません。誤記入や記入漏れがある場合には、審査の対象外になる、あるいは、誤ったままの状態ですら審査に付される可能性がありますので、十分に御注意ください。

○申請書類の提出期限：令和 5 年 4 月 1 9 日（水） 1 5 時【必着】

○提出書類

1. 申請書（様式 1～5）（Excel ファイル）
2. プレゼンテーション資料（事業ポンチ絵）（PowerPoint ファイル）
3. 「1. 申請書（様式 1～5）」及び「2. プレゼンテーション資料」の一括 PDF ファイル

○提出方法

以下の URL に提出ファイルをアップロードし、アップロードが完了した旨を医学教育課宛てにメールで連絡すること。

1. URL：https://mext.ent.box.com/f/549784812e8b4ee681bef47923dd5c1a
2. メール宛先：igaku@mext.go.jp
3. メール件名：「00【〇〇大学】次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」
4. 提出ファイル名は「00【〇〇大学】計画書」とすること。

○留意事項

- ・メール件名及び提出ファイル名の「00」には公募要領「【別紙 4】大学番号一覧」の番号を記載してください。
- ・メール受信確認後、翌営業日中に送信者に対して受領を通知します。

## I 申請提出書の作成・記入要領

1. 申請に当たっては、文部科学大臣宛の公文書（【様式】申請提出書※押印不要）を作成してください。
2. 申請提出書は代表校（申請担当大学）のみが 1 部作成し、提出してください。

## II 申請書（様式 1～5）の作成・記入要領

### 申請書の記入要領（基本的事項）

1. 申請書は、パソコンを使用し、日本語で作成してください。
2. 読みやすさを考慮し、簡条書きによる記載や、重要な部分やポイントとなる部分については、下線、ゴシック体、太字等を用いて記入してください。
3. 申請書の書式を下表のとおり設定していますので、書式を絶対に変更しないでください。また、様式や項目の順番入れ替え等もしないでください。

公平性を保つため、書式や様式を変更した場合は、選定対象外とする場合があります。

判の大きさ	A 4 縦型
文字方向	横書き
文字サイズ	10.5 ポイント
フォント	MS 明朝
余白	上下 20mm、左右 20mm

### 【様式 1】事業の構想等 の記入要領

- (1) 【様式 1】「1. 全体計画」は、6 ページ以内としてください。
- (2) 「申請担当大学名」欄には、代表校（申請担当大学）の名称を記入してください。連携事業の場合は、（ ）書きで連携大学の名称を記入し、末尾に代表校（申請担当大学）と連携大学の合計数を記入してください。
- (3) 「事業名」欄には、申請する事業の内容を端的に表す名称を全角 20 字以内（半角表記は認めません）で記入してください。
- (4) 「事業責任者連絡先」欄には、申請する事業において中心的役割を果たす方で、申請書の内容について責任をもって対応できる方の職名、氏名等を記入してください。
- (5) 「事務担当者連絡先」欄には、必ず連絡がとれる事務担当者（課長又は係長相当職の方）の職名、氏名等を記入してください。

#### 1. 全体計画

申請書の各設問の指示や記入例に従って記入してください。

事業の全体像を分かりやすく視覚的に表現したプレゼンテーション資料（ポンチ絵 A 4 横 1 枚、ページ番号不要）を作成し、添付してください。プレゼンテーション資料は、選定後、資料として使用する場合がありますので、大学名（連携大学も含む）と事業名を見やすい位置に必ず記入してください。

#### 2. 年度別の計画

##### (1) 年度別の計画

事業実施期間中の令和 5～10 年度及び財政支援終了後の 11 年度の年度別の計画（具体的な取組の内容及びスケジュール）について番号（①、②・・・）を付して具体的に記入してください。

##### (2) 事業実施期間に係る補助事業予定額（単位：千円、千円未満切捨）

事業全体の実施計画に基づいて、必要最小限の経費を記入してください。

（補助事業予定額＝補助金申請予定額＋自己負担予定額）

##### (3) 令和 5 年度の補助金申請予定額の積算内訳（単位：千円、千円未満切捨）

- 積算内訳欄に記入した経費について、「(1) 年度別の計画」に記載の取組の番号との関係性を【① 関係】等と表示してください。
- 事業の開始（補助金交付内定）を予定している、令和 5 年 7 月以降に必要となる経費を記入してください。
- 本申請書に計上した経費であっても、研究拠点形成費等補助金交付要綱等に沿わない経費の場合は、交付の対象にはなりません。

#### 3. 同一又は類似の事業

申請する事業が、他の補助金等による経費措置を受けているプログラムあるいは他の補助金等に申請（予定を含む。）している取組と同一又は類似の取組がある場合は、下記の要領により記入してく

ださい。

**該当がない場合は「なし」と必ず記入**してください。当該欄の記入がない場合（「なし」の記入がない場合も含む）、選定対象外とします。

同一又は類似の取組については、重複補助を避けるため、選定対象外とします。選定後であっても重複補助が判明した場合、経費措置の取消の理由となりますのでご注意ください。

- 「他の補助金等の名称」欄には、他の補助金や他の取組の名称を記入してください。
- 「選定年度」欄には、選定された年度あるいは選定が行われる年度を記入してください。
- 「取組名称」欄には、取組の名称を記入してください。
- 「取組の概要」欄には、取組の全体像を5行以内で簡潔に記入してください。
- 「今回の申請との関連性」欄は、5行以内で簡潔に記入してください。

### 【様式1-2】総表

申請書の各設問の指示や記入例に従って記入してください。

### 【様式2】教育プログラム・コースの概要 の記入要領

本事業の実施により新たに開始する教育プログラム・コースについて、教育プログラム・コースごとに記入例に従って記入してください。一つの教育プログラム・コースにつき2ページ以内（可能な限り1ページ以内）としてください。なお、既に実施している教育プログラム・コースについては、本プログラムによるものとは見なしませんので、対象外です（これまで実施していた教育プログラム・コースを発展的に改変・拡充する場合は対象）。

### 【様式3】事業の実施体制（担当者一覧） の記入要領

代表校（申請担当大学）及び連携校、また連携機関に所属する事業担当者のみ、事業における役割とともに記入してください。

### 【様式4】申請資格の適合状況 の記入要領

公募要領に記載の申請資格 i) から x) の個別の指標について、申請書提出時点（令和5年4月時点）での大学の適合状況を、<該当する>又は<該当しない>のいずれかで回答してください。

本様式は、代表校（申請担当大学）及び連携校の状況を代表校（申請担当大学）がまとめて一つの様式にて作成してください。

なお、代表校（申請担当大学）または連携校がこれらの指標のいずれかに該当する場合は、本事業に申請できません。

### 【様式5】申請の基礎となる教育改革の取組状況 の記入要領

公募要領に記載の申請要件について、申請書提出時点（令和5年4月時点）での対応状況を記入してください（申請研究科等のみの状況ではなく、全学の状況を記入してください）。

本様式は、代表校（申請担当大学）及び連携校毎に作成し、各要件に未対応の場合は、対応完了予定時期と実施計画を記入してください。なお、令和9年3月（中間評価実施年度末）までに確実に達成することが申請の要件となります。

令和5年度大学教育再生戦略推進費  
「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」審査要項

1. 審査体制

(1) 委員会

- 本プランにおいては、外部有識者・専門家からなる「がんプロフェッショナル養成推進委員会」（以下、「委員会」という。）が審査の上、決定される選定候補となった事業計画を文部科学省に推薦し、文部科学省が選定大学を決定する。
- 委員会では、事業計画の実現可能性、大学教育改革を推進する上でのマネジメント性及び地域・社会との連携等、幅広い視点で総合的な見地から先駆的なプランの選定・評価を審議する。
- 委員会の下に、書面審査を行う「ペーパーレフェリー」を置くことができる。

(2) 委員

- 委員会委員及びペーパーレフェリー（以下「委員等」という。）の氏名は、事業計画選定後、公表する。
- 委員等は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- 委員等は、申請大学（連携大学も含む）から何らかの不公正な働きかけがあった場合には必ず事務局へ申し出なければならない。

(3) 利害関係の報告・排除

- 委員等は、審査開始までに、利害関係がある場合は、書面で事務局に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理しなければならない。
  - ① 申請大学（連携大学も含む）との関係が「利害関係者の範囲」に該当する場合、委員等は、利害関係を有している申請大学（連携大学も含む）の審査から外れなければならない。

利害関係者の範囲は次のように定める。

    - ア. 過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合
    - イ. 過去3年以内に学外委員等で大学の運営に関わる職に就任した場合
    - ウ. 申請のあった事業に何らかの形で委員が参画する場合
    - エ. その他、中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合
  - ② それ以外の関係性を有している場合  
委員等は、「利害関係者の範囲」に該当していなくても、申請大学（連携大学も含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性（※）を有している場合も、その審査から外れなければならない。

※例えば、委員等自身が事業責任者や事業の実施担当者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

    - ・親族若しくはそれと同等の親密な個人的関係

- ・緊密な共同研究を行う関係
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係 等

#### **(4) 委員等の再選定**

- 委員等が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない場合は、審査の公正性が担保できないことから、委員等の再選定を行う。

## **2. 審査手順**

### **(1) 書面審査**

- 書面審査は、各大学から提出された申請書をもとに、委員等が分担して行う。なお、客観性や公平性、多面性を確保するため、書面審査は1事業につき複数名（3名程度）で行う。
- 書面審査では、【別紙】「審査の観点」及び委員会が別に定める評価方法等に基づいて評価書を作成する。

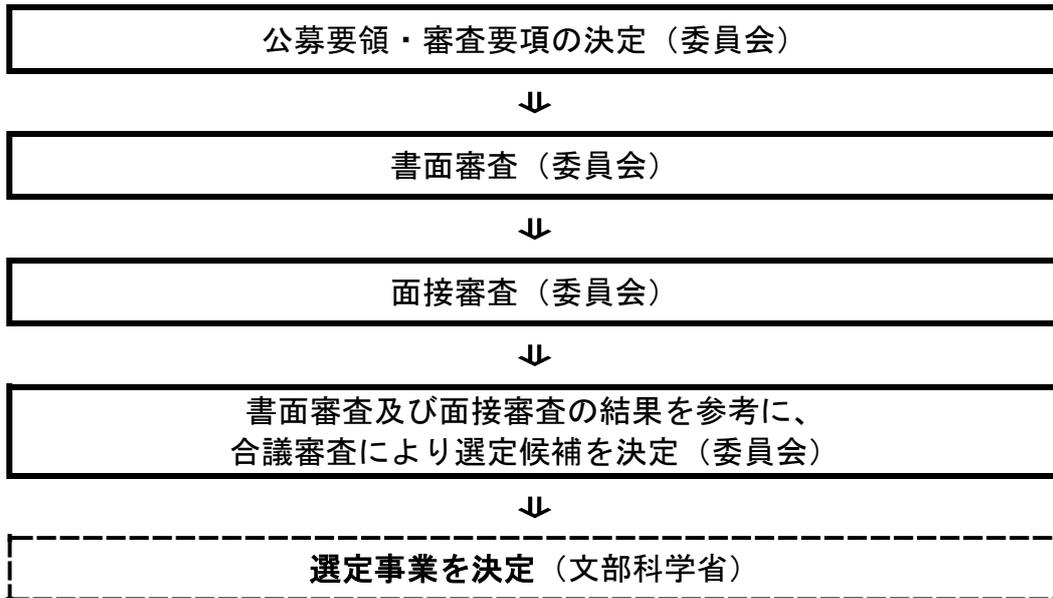
### **(2) 面接審査**

- 面接審査は、申請件数や書面審査の結果を参考に、委員会が別に定める方法により実施する。

### **(3) 合議審査**

- 委員会は、書面審査結果及び面接審査結果を参考に、合議審査により、文部科学省に推薦する選定候補及び評価点を決定する。
- 選定にあたっては、地域、国公立等のバランスを考慮する場合がある。

< 審査の流れ (イメージ) >



## 審査の観点

以下の審査の観点を参考に、事業の構想や教育プログラム・コースが優れており、かつ実現可能性の高い実施計画や実施体制となっているかについて審査します。

### 1. 全体計画

#### (1) 事業の構想 → 【様式1】1(1)、【様式1-2】

- 事業全体の構想が本事業の趣旨・目的に合致しており、かつ優れているか。
  - ・テーマ①～③のそれぞれの課題解決に対応する人材養成となっているか。
  - ・テーマ①～③のそれぞれについて、教育・研究・診療面での強みを有しており（今後の計画を含む）、それらを活用した取組となっているか。
  - ・集学的がん治療や多職種連携・チーム医療を基盤とした取組となっているか。
- 拠点地域にがん専門人材を排出し、がん医療の均てん化が期待できるか。
- 事業期間中にがんに特化した新たな講座を設置するなど教育体制の基盤強化を図る発展的な取組となっているか。

#### (2) 達成目標・評価指標 → 【様式1】1(2)

- 事業の成果としてふさわしい達成目標（アウトプット、アウトカム）が設定されているか（達成が容易な目標が設定されていないか）。
  - ・達成目標は、がん医療の高度化・均てん化に大きく寄与するものであるか。
  - ・評価指標は明確で分かりやすく、妥当であるか。

#### (3) 事業の運営体制 → 【様式1】1(3)、【様式3】

- 【学内の実施体制】構想を実現できる実施体制となっているか。
  - ・学長又は学部長等をトップに各診療科・職種横断的な実施体制となっているか。
  - ・高度な臨床能力や研究能力を修得させるため、附属病院や研究支援組織等と連携しているか。
- 【学外との連携体制】連携大学や他機関等との役割分担が明確であり、連携が十分に図られる体制となっているか。
- 【評価体制】外部評価等により事業を客観的に評価することにより、発展的な見直しが行われる体制となっているか。

#### (4) 事業の継続や成果の普及 → 【様式1】1(4)

- 補助期間終了後の取組の継続に関する具体的な構想が示されているか。
- 開発した人材養成モデル等を全国に普及させるための取組（医療職を対象とした1日～数日間の講習会を含む）により、他大学や地域医療機関等への波及効果が期待できるか。
- 第3期がんプロで設置したコースを継続しているか。

## **2. 年度別の計画等の妥当性** → **【様式1】2(1)～(3)**

- 年度別の計画が具体的で、事業の構想との整合性が図られており、妥当であるか。
- 申請経費の内容が、年度別の計画に照らして妥当かつ効果的であり、無駄がないか。

## **3. 教育プログラム・コース**

### **(1) 教育プログラム・コースの内容** → **【様式2】**

- 教育プログラム・コースの要件を満たし、内容や教育体制が優れているか。
  - ・コースワークにより、テーマに関する専門的な学修を体系的に履修することができるか(テーマに関する科目がごく一部に限られたり概論の履修にとどまるなど専門性が不十分なコース内容になっていないか。既存の科目を組み替えただけのコースになっていないか。)
  - ・がん専門の臨床医や医療職を養成するコースの場合、がんに関する専門資格と連携しているか(資格取得に必要な科目設定や研修施設として認定を受けているなど)。
  - ・医師以外の職種を養成する教育プログラム・コースが設けられており、各職種のコース履修者が交流・合同参加する学修機会が設けられているか。
  - ・各教育プログラム・コースについて、教育・研究・診療面での強みを活用した教育体制となっているか。
  - ・各研究室の指導教員に任せきりにせずに、診療科や職種を横断した組織的な教育体制となっているか。

### **(2) 養成目標人数** → **【様式2】**

- 養成目標人数は地域医療ニーズや学生確保の見通しを踏まえて設定されており、受入目標人数が適切に設定されているか。

令和5年度大学教育再生戦略推進費

「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」Q&A

本事業は、研究拠点形成費等補助金交付要綱に基づいて実施することから、本Q&Aと併せて、研究拠点形成費等補助金交付要綱、同取扱要領、同Q&Aを必ず確認した上で、申請を行ってください。「研究拠点形成費等補助金交付要綱」等は、文部科学省ホームページに掲載しています。

1. 申請要件について

Q1-1 申請要件は全て達成する必要があるのか。

A 全ての要件について申請時において達成しているか、令和9年3月までに達成する必要があります。（遅くとも、令和8年度中に全学的な意思決定がされる必要があります。実施は9年度当初からでも構いません。）

Q1-2 申請要件が達成できなかった場合、ペナルティーはあるのか。

A 申請要件の達成状況は厳格に確認します。万一令和9年3月までに達成されない場合は、以後の補助金について減額又は打切りを行うとともに、大学名を公表予定です。

Q1-3 申請に当たって、代表校（申請担当大学）及び連携大学の双方が申請資格と申請要件を満たす必要があるのか。

A 代表校（申請担当大学）及び全ての連携大学が申請資格と申請要件を満たすことが必要です。

Q1-4 申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。

A 文部科学省が定める「私立大学等経常費補助金取扱要領」の第3条第1項に該当し、令和4年度に不交付又は減額の措置を受けた学校法人が対象となります。

Q1-5 本事業における申請資格及び申請要件は、本事業以外の他の再推費の令和5年度新規事業にも同様に適用されるのか。

A 大学教育再生戦略推進費（以下、再推費という。）の申請に当たっては、教育改革を推進するために必要な教育体制・組織運営の水準を確保する観点から、申請資格及び申請要件を設定しています。そのため、原則として、本事業における申請資格や申請要件は、他の再推費の令和5年度新規事業にも同様に適用されます。  
なお、各事業の詳細については、公表後の各事業の公募要領を御確認ください。

Q1-6 「その他、申請時点において組織運営上の問題が確認される大学」とは、具体的にはどのような大学を想定しているのか。

A 例えば、大学の役員等が不法行為を働いたとして、逮捕、起訴されるなど、申請時点において、学校法人等のガバナンス体制に課題があるもの等が対象となります。

Q1-7 公募要領に定める申請資格のうち、ix) 及び x) については、「従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。」とあるが、従前の取扱いとはどのようなものか。

A 公募要領に定める申請資格のうち、ix) 及び x) について、「従前の取扱い」にあつては、以下のとおり読み替えを行ってください。

- ・「収容定員充足率」については、「入学定員超過率」に読み替える。
- ・「設置する学部の在籍者数の和」については、「設置する学部の入学者数の和」に読み替える。
- ・「設置する学部の収容定員の和」については、「設置する学部の入学定員の和」に読み替える。

なお、「従前の取扱い」にあつては、「表1」における「0.5 を上回る」の基準はございません。また、以下の注釈が追加されます。

※「令和4年度大学入学者選抜実施要項」及び「令和5年度大学入学者選抜実施要項」第14(2)①に記載する、追試験等の設定や追加の受験料を徴収せずに別日程への振替(以下「追試験等」という。)を行った場合には、令和4年度及び令和5年度の入学者のうち追試験等に合格し入学した者については、本表の入学定員超過率の算定における入学者数には含めない。

## 2. 申請について

Q2-1 どのような学校が申請できるのか。

A 代表校(申請担当大学)は、医学系研究科を置く大学です。

Q2-2 「事業責任者」を学長とすることはできるのか。

A 事業責任者は実質的な事業統括者であるため、学長がそれを担うことは難しいと考えます。

Q2-3 「事業責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。

A 事業責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があります。

Q2-4 「事業責任者」は途中で交代することは可能か。

A 引き続き事業を適切に推進することができるのであれば、途中で交代しても構いません。

Q2-5 「新たな教育プログラム・コースを構築する」とあるが、既に実施している教育プログラム・コースを改編する場合は対象となるのか。

A 既に実施している教育プログラム・コースを大幅に発展的改編又は拡充させる場合は、本プログラムの対象となります。

Q2-6 他の補助金にも申請する予定であるが、本事業への申請が制限されるのか。

A 他の補助事業への申請によって、本事業への申請の制限がされることはありません。

ただし、両方で採択された場合、事業内容に重複があると本事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本事業に申請してください。

Q2-7 過去に「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム(研究拠点形成費等補助金等)」で選定された補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。

A 同一又は類似の取組を申請することはできませんが、本事業の趣旨・目的等を踏まえ、取組内容を更に発展・充実させ、新たな教育プログラム・コースを構築した事業であれば申請可能です。

Q2-8 連携大学数に上限はあるのか。

A 特段の上限はありませんが、連携の必要性、重要性や利点を明確にするなど、実質的な連携であることが必要です。予算規模や連携の必要性・役割分担等を考慮して、本事業の趣旨に照らして最も効果的な連携体制を計画してください。また、連携に当たっては、全国への波及も

考慮し、国公立を通じた連携も積極的に御検討ください。なお、複数大学による申請であっても、補助金額の上限に変更はありません。

Q2-9 申請を行うに当たり、連携大学がある場合、申請書の提出は、どこの大学が行えば良いのか。

A 申請書は医学系研究科を置く代表校（申請担当大学）が連携大学を含む全大学分をとりまとめて作成してください。なお、様式2、様式5は、大学ごとに作成の上、代表校（申請担当大学）がまとめて提出してください。（※代表校（申請担当大学）についてはQ2-1を参照）

Q2-10 連携大学に医学系研究科を持たない大学等が参画することは可能か。

A 可能です。但し、本事業の趣旨・目的を踏まえ、適切な連携体制を計画してください。

Q2-11 補助金はどこの大学に交付されるのか。

A 補助金は代表校（申請担当大学）に交付します。連携大学へは、交付申請書に基づき、代表校（申請担当大学）が分担金を配分してください。

Q2-12 外国の大学や他機関等（大学以外）との共同事業とすることは可能か。また、これらの機関等に補助金（分担金）を配分することは可能か。

A 外国の大学や他機関等（大学以外）との共同事業とすることはできませんが、例えば、教育プログラム・コースの開発に当たり、協力機関として携わることは可能です。その際、協力機関には補助金（分担金）の配分はできません。

Q2-13 他大学や他機関等と連携する場合、申請書提出前までに、事前に協定書や覚書等を交わす必要があるか。

A 必ず協定書等が必要というわけではありませんが、選定された場合は、申請書に基づき、速やかに取組を開始していただく必要があることから、事業内容等について、他大学や他機関等と事前に調整を進めておく必要があります。

Q2-14 申請書の作成に当たり、コンサルタント等の外部者の協力を得て良いか。

A 自治体、NPO等、関係者の意見を得ることは構いませんが、コンサルタント等の協力を得て申請書の大部分を作成することは望ましくありません。大学改革は、各高等教育機関において自ら取り組まなければならないものであることを認識の上、各大学において責任持って作成してください。

Q2-15 申請書はカラー・モノクロどちらがよいか。

A 特に指定はありません。申請書が見やすいものとなるようご留意願います。

Q2-16 様式の改変はできないのか。

A 指定した様式で記入してください。なお、指定されたページの範囲内であれば行数の増減に係る行幅の枠の調整は可能です。（横幅は変えないでください。）

Q2-17 参考となるデータや図表は、申請書（様式）の各欄に記入してもよいか。

A 参考となるデータや図表は、ポンチ絵に挿入してください。

なお、指定外の資料は添付しないでください。公平性を確保するため、指定外の資料を添付した場合は、分量を問わず、審査対象外とします。

Q2-17 「事業名」に副題を入れてもよいか。

A 副題は入れないでください。

Q2-18 「補助金申請予定額」や「自己負担予定額」はどのように記載するのか。

A 補助事業予定額が、補助金基準額を上回る場合は、補助金申請予定額欄に記載する金額は補助金基準額と同額とし、それを越えた部分の金額を自己負担予定額欄に記載してください。補助事業予定額が補助金基準額以内である場合は、補助事業予定額と補助金申請予定額は同額とし、自己負担予定額欄に「0」と記載してください。

Q2-19 申請書を送付した後、不備が見つかった場合に差し替えは可能か。

A 一旦提出された申請書の差し替えや訂正は認めません。

Q2-20 申請状況や選定状況はホームページ等に公表されるのか。

A 申請締切り後、速やかに申請大学・事業名等を申請状況としてホームページ等で公表します。また、選定後も選定された事業について、選定大学の申請書や工程表を公表する予定です。

### 3. 補助期間について

Q3-1 事業全体の補助期間は決まっているのか。

A 補助期間は、最大6年間を予定しています。（国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。）

Q3-2 補助期間終了と同時に本取組を終了しても良いか。

A 本事業は、取組のスタートアップとして必要な経費を支援することを目的としております。そのため、補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組を実施していただくことが補助の条件となります。各大学は、補助期間終了後の継続性について十分に検討した上で申請してください。

### 4. 事業の規模について

Q4-1 申請に当たり、補助金基準額上限まで計上しなければならないのか。

A 補助期間の計画策定に当たり、予算計上については、実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、補助金基準額の範囲内で必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに過大、不必要な経費を計上することは評価に影響すると考えてください。

申請に当たっては実勢価格等を踏まえ、経費の積算まで十分に検討し、選定となった後に大幅に積算内容を変更することがないようにしてください（選定時における委員会からの意見に対応するために積算を変更することは構いません）。また、特に初年度に人件費を積算する場合は、雇用可能性を十分に検討してください。

Q4-2 補助金基準額に対して、基準まで計上している事業と基準に満たない少額の事業では、審査において有利・不利があるのか。

A ありません。大学や事業の規模において、事業の実施に必要な経費を計上してください。なお、本補助金は税金が原資ですので、最小の費用で最大の効果が上がるよう、経費の積算を含む事業計画を策定してください。

Q4-3 公募要領に記載の補助金基準額は、補助期間を通じて措置されるのか。

A 次年度以降の本事業全体の予算額については、最終的には、予算編成及び国会での議決を

経て、決定されることとなりますが、補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、本事業の予算額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しています。補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組を実施していくことに留意し、妥当な経費を計上した上で、適切な資金計画を作成してください。（※公募要領「2.（7）事業規模」を参照）

## 5. 経費について

※ 経費に関する留意点は、「研究拠点形成費等補助金取扱要領」及び「研究拠点形成費等補助金Q&A」にも詳しく記載されていますので必ず確認をしてください。

Q5-1 補助事業として実際に取組を開始し、経費を支出できるのはいつ頃からか。

A 補助事業の開始（補助金交付内定）は令和5年7月を予定しています。申請書には、令和5年7月以降に必要な経費を計上してください。

Q5-2 選定された場合、交付内定以前に実施した取組について遡って経費を充当できるのか。

A 交付内定後における事業の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、内定前に遡って経費を充当することはできません。

Q5-3 補助金交付（内定）額は、どのように算定されるのか。

A 補助金の配分は、委員会における審査結果等を踏まえ、予算の範囲内で、各大学からの交付申請額に基づき、計画の内容、経費の妥当性等を勘案して、文部科学省において補助金交付（内定）額を決定します。

Q5-4 交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。

A 交付内定の決定は、計画された内容に基づき行っているため、交付申請時に計画を変更することは原則として認められません。したがって、申請書は十分に具体的な計画を立てた上で提出してください。

Q5-5 シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意することとあるが、この費目が指摘される理由は何か。

A シンポジウムのための費用、広告費については、事業そのものを推進するための経費ではなく、取組を公表・普及することが目的の経費です。限られた予算を有効に活用するため、直接的に事業の推進に資する経費により重点を置いて計上していただくために記載しました。よってこれと同様の支出（複数のホームページの作成、同じ趣旨のパンフレットを複数大学で作成する 等）も認められません。

Q5-6 補助金の充当が適当と考える事項とは具体的にどのようなことか。

A 補助金の充当が適当と考える事項とは、当該大学の規程等に照らし大学の経費として支出可能なものであることを前提に、本事業に申請した事業の実施に当たり大学が行う取組に真に必要な経費となります。学内規程等によらず、本事業に関わる事項についてのみ、特例的に支出を行うことは認められません。

Q5-7 事業責任者について、人件費を支出することは可能か。

A 事業責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があるため、人件費を支出することはできません。

Q5-8 既に在籍している教員等が本事業に専念することとなったため、代替教員として本事業に  
関与していない教員を採用した場合、その経費を支出することは可能か。

A 本事業の補助対象経費となる人件費は、本事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費にのみ使用することができます。

Q5-9 学生へ旅費を支給することは可能か。

A 本事業に真に必要となる経費であれば、学内規程に沿って支出することは可能です（なお規程の新設・拡大解釈等により、取組に関わる学生にのみ特別に交通費を支出することはできません）。

Q5-10 外部機関等との調整や教育プログラム・コースをコーディネートする専任教員を雇用することができるか。

A 可能です。ただし、本事業で雇用した教員は、本事業に専念していただく必要があります。

Q5-11 雇用した者に診療業務を行わせることは可能か。

A 本事業で雇用した者が、医学生への臨床実習の指導など本事業の一環として診療業務を行うことは差し支えありませんが、事業とは直接関係のない通常の診療業務等を行うことはできません。なお、大学においては、本事業の一環としての診療業務とそれ以外を区別できるようにエフォート管理等を行ってください。（※勤務時間外に通常の診療業務等に従事することは可能ですが、本補助金の支給対象になりません。）

Q5-12 補助期間終了後の教員等の人件費はどのようにするのか。

A 本補助金の趣旨に鑑み、補助期間終了後も各大学において取組事業を継続させることを念頭に事業を実施してください。

Q5-13 指導者（指導医等）の指導力育成のためのFD開催や、学会・講習会等の参加費用を本補助金から支出することは可能か。

A 可能です。ただし、事業を実施するに当たり、例えば、事業の取組を広く発表するための学会・講習会等の参加費用、又は、新たに知識等を習得するための学会・講習会参加の参加費用等に限られます。したがって、事業実施前から定期的に開催・参加している講習会等に対する支出は本補助金の対象外です。

Q5-14 会議や講習会等に係る飲食代を支出する際に注意すべき点はあるか。

A 外部者（代表校（申請担当大学）と連携大学の教職員以外の者）が参加する会議等における必要最低限の飲食（アルコールは除く）に係る経費であるため、非常勤講師や、一般参加者、学生、研修医などの受講生への提供は認められません。本補助金が税金で賄われていることに十分御留意ください。したがって、代表校（申請担当大学）と連携大学の教職員のみが出席する会議等への提供は認められません。

また、外部者が参加する場合であっても、会議等として位置付けられていない単なる打合せ等に係る飲食は認められません。

Q5-15 経費の使用で注意すべきことはあるか。

A 本補助金が税金を原資としていることに鑑み、社会一般的にみても適切でない経費や本来大学が負担すべきでない経費に使用することはできません。不適切な経費については返還していただくとともに、経費の使用に問題が多いと判断される場合は、大幅な補助金の減額又は補助金の打ち切り等を行います。

例えば、以下のようなものは本補助金で使用すべきではないと考えられます。

○ 学内の規程等に基づいていないもの（本事業のみ特別な扱いをすることは認められません）

- テレビゲーム機、キッチン用品（電子レンジ、冷蔵庫、食器棚）、スポーツ用品等、娯楽目的と疑われる物品の購入
- 観光や保養目的と誤解されかねない場所（社会一般の常識に照らして効率的かつ経済的とは言えないような場所にある観光地、温泉地等）での会議等の開催
- 宿泊の必要のない教職員、学生（会議等の開催地に居住している者等）の宿泊
- セミナー等における必要最低限とは言えないような過剰な支出や費用対効果の低いものに対する支出（楽器演奏、参加者への消耗品の配付等）
- 申請した事業とは直接関係のないセミナー、研究発表会等（本事業開始前から定例的に開催・参加しているもの等）に要する経費
- パソコン、カメラ、ビデオカメラ等の過剰と疑われる台数（社会一般の常識に照らして効率的かつ経済的とは言えないような台数）の購入
- 本事業と関係のない他の用途への使用も兼ねた物品（本事業専用でない物品）の購入

## 6. 審査方法・基準等について

Q6-1 書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。

A 書面審査は全ての申請に対して行い、書面審査の結果を基に面接審査の対象校を決定します。

Q6-2 面接審査が実施される場合、大学以外の者が出席することは可能か。

A 面接審査の詳細な実施方法については、対象校に追って御連絡いたします。

Q6-3 各教育プログラム・コース養成人数はどのくらいを想定しているのか。また、受入人数が多いほど評価が高いのか。

A 各教育プログラム・コース受入人数の指定は特にありません。また、必ずしも受入人数が多いほど評価が高くなるわけではありません。実現可能性や費用対効果、医療ニーズ、指導体制等を考慮して、適切に設定してください。

## 7. その他

Q7-1 中間評価、事後評価はどのように行われるのか。また、評価基準はどのようなものになるのか。

A 今後、委員会等で審議・決定し、追って御連絡する予定です。

Q7-2 新型コロナウイルス感染症や災害の発生等の不測の事態により、申請時点の事業計画が予定通り実施できない場合、どのような対応が必要になるのか。

A 当該事態の発生及びその影響を予測して事業計画を作成することは非常に困難であるため、申請時点の社会情勢にとらわれ過ぎずに事業計画を作成いただきつつ、事業開始後に当該事態が発生した場合は、別途ご相談いただければと思います。

## 《問合せ先》

文部科学省高等教育局医学教育課医学教育係

E-mail : igaku@mext.go.jp

## 【別添4】

## 大学番号一覧（医学）

番号	大学名
医1	北海道大学
医2	旭川医科大学
医3	弘前大学
医4	東北大学
医5	秋田大学
医6	山形大学
医7	筑波大学
医8	群馬大学
医9	千葉大学
医10	東京大学
医11	東京医科歯科大学
医12	新潟大学
医13	富山大学
医14	金沢大学
医15	福井大学
医16	山梨大学
医17	信州大学
医18	岐阜大学
医19	浜松医科大学
医20	名古屋大学
医21	三重大学
医22	滋賀医科大学
医23	京都大学
医24	大阪大学
医25	神戸大学
医26	鳥取大学
医27	島根大学
医28	岡山大学
医29	広島大学
医30	山口大学

番号	大学名
医31	徳島大学
医32	香川大学
医33	愛媛大学
医34	高知大学
医35	九州大学
医36	佐賀大学
医37	長崎大学
医38	熊本大学
医39	大分大学
医40	宮崎大学
医41	鹿児島大学
医42	琉球大学
医43	札幌医科大学
医44	福島県立医科大学
医45	横浜市立大学
医46	名古屋市立大学
医47	京都府立医科大学
医48	大阪公立大学
医49	奈良県立医科大学
医50	和歌山県立医科大学
医51	岩手医科大学
医52	東北医科薬科大学
医53	自治医科大学
医54	獨協医科大学
医55	埼玉医科大学
医56	国際医療福祉大学
医57	杏林大学
医58	慶應義塾大学
医59	順天堂大学
医60	昭和大学

番号	大学名
医61	帝京大学
医62	東京医科大学
医63	東京慈恵会医科大学
医64	東京女子医科大学
医65	東邦大学
医66	日本大学
医67	日本医科大学
医68	北里大学
医69	聖マリアンナ医科大学
医70	東海大学
医71	金沢医科大学
医72	愛知医科大学
医73	藤田医科大学
医74	大阪医科薬科大学
医75	関西医科大学
医76	近畿大学
医77	兵庫医科大学
医78	川崎医科大学
医79	久留米大学
医80	産業医科大学
医81	福岡大学